**一括有期事業〔報告書・総括表〕の作成早わかり 〈 令和6年度版 〉**



**1　まず、申告の対象となる工事を把握しましょう**

●申告の対象となるのは、次の要件をすべて満たす工事です。

（1）元請負により実施した工事。

（2）令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間)に終了した工事。

（3）請負金額（消費税額を除く）が1億8000万円未満かつ、概算保険料の額が160万円未満の工事。

※注意点※

イ 金額の多寡や公共工事か否かに関わらず、労働者を使用した元請工事はすべて申告対象となります。

ロ 右上図に示した赤字の工事が申告対象です。年度をまたいで施工された工事(工事A)の算入もれがないよう注意してください。

ハ 一括される有期事業については、地域要件が定められていましたが、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業ついては、地域要件が廃止されております。よって平成31年4月1日以降に遠隔地で行われるものも含めて一括ができます。

**2　保険料の算定**算定年度内に終了した一括有期工事をとりまとめて保険料を算定します

●保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

①支払賃金による算定

元請工事の事業主が使用するすべての労働者（下請負・孫請負を含む）の賃金を正確に把握し、

かつ賃金台帳等の帳簿書類を３年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算

定してください。

【※労災保険料を支払賃金で計算する場合の留意事項】

諸手当（交通費、残業手当等）の算入を忘れないようにしてください。賞与の算入については、支給基準日に在籍する現場に全額算入してください。また、下請事業場等の賞与支給の有無についても必ず確認してください。月の途中で現場を異動した場合は、日割計算を行ってください。

３．原子炉

．

賃金総額 × 保険料率 ＝ 確定保険料

②請負金額による算定

建設の事業において、賃金総額を正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得

た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。
請負金額とは、

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　請負代金 （契約金額） | ＋ | 請負代金に加算する額（支給資材等の評価額） | － | 請負代金から控除する額下記（注）参照 | ＝ | 請負金額 |

（注）請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付の事業」の機械

装置のみです。下記のとおり具体例が示されています。

１．湿式排煙脱硫装置 ４．ゴミ焼却装置　　　 　 ７．連続鋳造機　　　　　　 　１０．ガス発生装置　１３．エスカレータ- １６．索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト）

２．火力発電ボイラー　 　５．原子力発電所タービン８．発泡ポリスチレンプラント １１．水処理設備　　１４．石油精製、石油化学プラント

３．原子炉 ６．抄紙機（改造） ９．電気集塵装置　　　　 　１２．エレベーター １５．水力発電設備

３．原子炉

．

保険料額算出方法を図示すると、次のようになります。

請負金額（消費税額を除く）× 労務費率 ＝ 賃金総額（千円未満切捨て）

賃金総額 × 保険料率 ＝ 確定保険料（１円未満切捨て）

 ③労務費率・保険料率は、工事の開始時期に適用されている労務費率及び保険料率が適用されます。

　　　 

※令和６年度から労務費率、労災保険料率が改正される予定です。

■記載例■



【一括有期事業報告書の記載】

（１）報告書には、算定年度内に終了した一括有期対象工事を漏れなく計上してください。その場合、事業の種類（建築事業、ほ装工事業、その他の建設事業等）ごとにまとめて記載します。

（２）報告書には、一工事ごとに記載する必要がありますが、一工事の請負金額が５００万円未満の工事に関しては、事業の種類別に「〇〇工事他〇〇件」と合算してかまいません。

（３）支払賃金で算定する工事がある時は、（　）書きとし、労務費率の記載は必要なく、当該工事に従事した全労働者の賃金総額を記載し、賃金による旨の表示をしてください。

【一括有期事業総括表の記載】

一括有期事業報告書に記入した工事を業種別に集計するのが総括表です。総括表で分類されている事業の種類別に請負金額を転記します。

【その他の注意事項】

①元請工事なし、労働者を使用しない工事のみの場合

総括表・報告書の提出の必要はありません。

②建設業の事務所の労災保険について

事務員（現場以外の業務に従事する者を含む。）を雇用している場合、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として労災保険の成立手続きが必要です。

③一括されない有期事業（単独有期事業）

一工事現場ごとに一つの事業として申告します。工事現場を管轄する監督署へ、成立届と単独有期事業用の申告書を提出してください。

